

改 正 案	現 行
<p>（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金） 第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。</p> <p>一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。</p> <p>二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。</p> <p>四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>附 則 1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。（但書略） 2 第九条の三第二項第一号の適用については、当分の間、「加えたものを超えないもの」とあるのは、「加えたもの」とする。</p>	<p>（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金） 第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。</p> <p>一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。</p> <p>二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。</p> <p>四 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>附 則 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。（但書略）</p>